

保証委託約款(ほうわスーパーベスト)

委託者は株式会社豊和銀行(以下、「甲」という。)との金銭消費貸借契約(証書貸付)に基づく債務の保証をアイフル株式会社(以下、「乙」という。)に委託することにつき、次の各条項を確約します。

第 1 条(保証委託)

- 1.委託者は、乙に、甲との間の表記要項による金銭消費貸借契約(証書貸付)に基づく債務の保証を委託します。
- 2.前項の保証は、甲乙間の約定に基づいて行われるものとします。
- 3.委託者は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

第 2 条(保証料)

委託者が前条第 1 項の保証により借入をするときは、乙所定の保証料を甲乙間で定める支払方法に従い支払います。

第 3 条(担保の提供)

- 1.委託者の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに乙に通知し、乙の承諾した連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れます。
- 2.乙に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により乙において処分できるものとします。

第 4 条(求償権の事前行使)

- 1.委託者が、次の各号の一つに該当したときは、乙は第 6 条第 1 項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - ①仮差押、差押もしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき
 - ②公租公課につき差押または保全差押を受けたとき
 - ③振出した手形・小切手が不渡となったとき
 - ④担保物件が滅失したとき
 - ⑤債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ⑥甲または乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
 - ⑦乙に対する住所変更の届け出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき
 - ⑧その他債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき
- 2.前項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合にも同様とします。

第 5 条(中止、解約)

- 1.委託者が前条第 1 項の各号の一つに該当しまたは甲乙間の契約が解約されたときは、乙が委託者の同意なしに保証を中止または解約することに異議ありません。
- 2.委託者は、前項により乙から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続をとり、乙に負担をかけないものとします。

第 6 条(代位弁済)

- 1.委託者が甲に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は委託者に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等について甲乙間の約定に基づいて弁済されても異議ありません。
- 2.乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、委託者が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

第 7 条(求償権の範囲)

乙が前条第 1 項の弁済をしたときは、委託者は、乙に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日から償還まで年 14.6%の割合による遅延損害金ならびに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は 1 年を 365 日（閏年は年 366 日）とした日割計算によるものとします。

第 8 条(弁済の充当順序)

委託者の弁済した金額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。なお、委託者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第 9 条(調査・報告)

- 1.委託者の氏名、住所、電話番号、職業等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面により通知し、乙の指示に従います。
- 2.委託者が前項の通知を怠ったため、乙が委託者から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 3.財産・経営・業況等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、また乙の指示に従います。
- 4.乙が委託者について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。
- 5.委託者の財産の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することに同意します。
- 6.委託者の所在地の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、住民票および戸籍謄(抄)本を請求することに同意します。

- 7.財産・経営・業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。
- 8.乙の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行います。

第 10 条(費用の負担)

乙が第 6 条第 1 項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、乙の請求により直ちに償還します。

第 11 条(借入約定)

乙の保証により甲と取引することについては、本契約のほか、委託者と甲の間で締結した金銭消費貸借契約(証書貸付)の各条項に従うものとし、金銭消費貸借契約(証書貸付)の契約内容が変更されたときには、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

第 12 条(契約の変更)

- 1.金融情勢の変化、その他相当の事由により、第 1 条第 2 項の契約内容について、その変更がなされたときは、変更後の契約内容が適用されることに同意します。
- 2.次の各号の一つに該当したときは、乙は、本契約を変更する旨、変更内容および効力発生時期を甲または乙のホームページで公表する等乙が相当と認める方法で周知することにより、本契約の内容を変更することができるものとします。
 - ①本契約の変更が、委託者の一般の利益に適合するとき
 - ②本契約の内容が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 13 条(求償権の譲渡)

乙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

第 14 条(管轄裁判所の合意)

訴訟行為については、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所を以って専属的合意管轄裁判所とします。

以上

金銭消費貸借契約（ほうわスーパーベスト）

私（以下「借主」という）は、アイフル株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社豊和銀行（以下「銀行」という）と金銭消費貸借契約を締結するについて次の各条項を承諾のうえ、借主は本契約に従って金銭を借入れ、その元本を返済し利息を支払うことを約します。なお、借主は、金銭消費貸借契約は銀行が借主に現実に金銭を交付したときに成立し、その効力を生じることと同意します。

第 1 条(元金返済時の自動支払)

- 借主は、元金返済のため、各返済日(当日が銀行休業日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ)までに毎回の元金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金、総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金返済に充てます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済に充てる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第 2 条(繰り上げ返済)

- 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の 7 営業日前までに銀行に通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済分の未払い利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前 2 項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く、月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く 6 ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げします。 この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載とおりとし、変わらないものとします。	

第 3 条(保証料)

借主は、次の各方式のいずれかにより、当該ローンにかかる保証料を保証会社に支払うものとします。

- ①保証料分割払い方式
保証料は利息に含めるものとし、借主は銀行を通じて当該保証料を保証会社に支払うものとします。利息の支払を遅延した場合には、当該保証料は銀行が借主に代わって保証会社に支払うものとします。
- ②保証料一括払い方式
この方式による場合、借主は、保証会社に、保証料を融資時点で一括して全額支払うものとします。

第 4 条(融資利率の変更)

- 借主は、利息、損害金の割合は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
- この契約による借入利率が変動金利である場合には、借主は、別途銀行所定の特約書を差し入れ、その約定に従うものとします。

第 5 条(期限前の全額返済義務)

- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じたことを銀行が知った場合には、銀行からの通知、催告がなくても、借主はこの契約によるいっさいの債務について当然期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が銀行に対するこの契約による債務の返済を遅延し、次の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - ②借主が差押または競売の申立を受けたとき、破産、民事再生の申立、または債務弁済協定調停もしくは特定調停の申立を行ったとき、または清算に入ったとき。
 - ③借主が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ④借主が支払を停止したとき。
 - ⑤借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑥借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が仮差押、仮処分の申立を受けたとき。
 - ②借主が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ③借主が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。

- ④申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。
- ⑤借主が暴力団員もしくは第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑥前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第 6 条(銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限いかににかかわらず相殺することができます。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主の代わりに諸預け金の払い戻しを受け、この債務の返済に充当することもできます。
- 前 2 項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

第 7 条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限いかににかかわらず相殺することができます。
- 前項によって相殺する場合、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第 2 条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の 7 営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。
- 第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金等の利息については預金規定の定めによります。

第 8 条(債務の返済等に充てる順序)

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺に充てるか指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺に充てるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち、一つでも返済の遅延などが生じている場合において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じる恐れのあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。
- 第 2 項のおお書きまたは第 3 項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第 9 条(代わり証書等の差し入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第 10 条(印鑑照合等)

借主が銀行に提出した書類の印影(または暗証番号)を、銀行が届出印鑑(または暗証番号)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等に偽造、変造、盗用等があってもそのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第 11 条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- ①印紙代
- ②公正証書作成に要した費用
- ③催告書等支払督促に要した費用
- ④送達費用等法的措置に要した費用
- ⑤借主に対する権利の行使または保全に関する費用

第 12 条(手数料の支払い)

借主が次の各号の手続を行う場合には、借主は銀行所定の手数料を支払うものとします。

- ①借主が第 2 条の繰り上げ返済を行う場合。
- ②返済額、返済期間、融資利率等について借主が銀行に変更を申入れ、銀行がこれに応ずる場合。
- ③借主が、この契約による債務の返済を遅延し、銀行が所定の督促を行う場合。

- ④その他、この契約の内容を変更する場合で、内容により銀行が必要と認める場合。

第 13 条(届出事項)

- 1.借主の氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出るものとします。
- 2.借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には延達または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。また届出を怠ったために借主に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

第 14 条(成年後見人等の届出)

- 1.借主について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、借主は直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。また、借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合にも同様に届出るものとします。
- 2.借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、借主は直ちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
- 3.借主がすでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に届出るものとします。
- 4.前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
- 5.前 4 項の届出の前に生じた損害および届出を怠ったために借主に生じた損害については、銀行にいったい負担をかけないものとします。なお借主は、第 1 項から第 3 項の場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。

第 15 条(報告および調査)

- 1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2.借主は、借主の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じる恐れのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第 16 条(反社会的勢力の排除)

- 1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.手形の割引を受けた場合、借主が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形について銀行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、銀行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。
- 4.前項または第 5 条第 2 項第 6 号の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 5.第 3 項または第 5 条第 2 項第 6 号の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
- 6.第 1 項から第 5 項までの条項は、借主がすでに銀行と取り交わしている融資契約にも同様に適用されるものとします。

第 17 条(債権譲渡)

- 1.借主は、銀行が将来この契約による貸付債権を他の銀行等に譲渡(以下本条においては信託を含む)することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを予め承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。また、借主または担保提供者は、前記債権譲渡の際に銀行に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

- 2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託人を含む)の代理人になるものとします。借主は、銀行に対して従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。
- 3.借主は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
- 4.保証会社は将来、借主に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、借主は、保証会社に対して有する相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第 18 条(管轄裁判所の合意)

この契約に関しての訴訟、調停および和解の必要が生じた場合には、借主は、銀行の本店または支店の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 19 条(第三者弁済)

借主は、第三者による弁済申出があった場合に、借主の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第 20 条(代位弁済による債権譲渡)

借主は、銀行と保証会社が借主の保証委託に基づき、保証会社を被委託者として保証委託契約を締結することに同意し、次のとおり約定します。

- ①保証事故発生のため、銀行が代位弁済により借主の債権を回収したときは、この契約に基づく銀行の債権代位弁済金対等額を保証会社に譲渡されることを予め異議なく承諾します。
- ②代位弁済金により、銀行が債権を回収できなかった場合、または代位弁済金が債権全額に満たなかった場合には、銀行の請求があり次第直ちに残金を支払います。

第 21 条(銀行取引約定書の適用)

借主が、別に銀行取引約定書を銀行に差し入れている場合、または将来差し入れる場合には、この証書に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

第 22 条(ローン規定の変更)

- 1.本規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上